

<p>この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。</p> <p>附則（平成二〇年七月一八日政令第二三一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。</p> <p>附則（平成二二年八月一四日政令第二一七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。</p> <p>附則（平成二四年九月一四日政令第二三五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。</p> <p>附則（平成二七年九月一八日政令第三二八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成二七年十月一日から施行する。</p> <p>附則（平成二七年九月一八日政令第三三四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年十月一日）から施行する。</p> <p>附則（平成二八年三月二五日政令第八四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。</p> <p>附則（平成三二年三月一五日政令第三八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>附則（平成三二年四月五日政令第一四七号）抄</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄</p>	<p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。</p> <p>附則（令和五年三月三〇日政令第二六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>別表（第一条関係）</p> <p>内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 子ども家庭庁 デジタル庁 総務省 消防庁 法務省 出入国在留管理庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 観光庁 気象庁 海上保安庁 環境省 原子力規制委員会 防衛省 防衛装備庁</p>
---	--